KGK NEWS

(株)科学技術開発センター
TEL026-263-2010
FAX026-263-2012
社外報編集委員会

2014年 春号

水質基準に関する省令等の一部が改正されました　　平成２６年　４月１日より施行

この度、「水質基準に関する省令」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（ビル管理法）の一部が改正され、亜硝酸態窒素（基準値 0.04mg/ℓ）が追加されました。特にビル管理法における水質検査はご注意ください。

１．水質基準に関する省令の一部改正

水質基準項目の９番目に亜硝酸態窒素（基準値 0.04mg/ℓ）が追加され、水質基準項目が５１項目になります。
検査頻度は３ヶ月に１回以上で、過去３年間の検査結果によって、省略の可否が決まります。

２．建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）施行規則の一部改正

飲料水・給湯水の水質検査項目に亜硝酸態窒素（基準値 0.04mg/ℓ）が追加され、６ヶ月に１回の水質検査が１６項目（このうち５項目に異常がなければ、次回は１１項目に省略可）になります。

	１１項目検査※	１６項目検査	１２項目検査
検査項目／検査頻度	６ヶ月に１回	６ヶ月に１回	１年に１回（6/1～9/30）
①一般細菌	○	○	
②大腸菌	○	○	
③硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	
④塩化物イオン	○	○	
⑤有機物（TOC）	○	○	
⑥水素イオン濃度（pH）	○	○	
⑦味	○	○	
⑧臭気	○	○	
⑨色度	○	○	
⑩濁度	○	○	
⑪亜硝酸態窒素	○	○	
⑫鉛及びその化合物		○	
⑬亜鉛及びその化合物		○	
⑭鉄及びその化合物		○	
⑮銅及びその化合物		○	
⑯蒸発残留物		○	
⑰シアン化物イオン及び塩化シアン			○
⑱塩素酸			○
⑲クロロ酢酸			○
⑳クロロホルム			○
㉑ジクロロ酢酸			○
㉒ジブロモクロロメタン			○
㉓臭素酸			○
㉔総トリハロメタン			○
㉕トリクロロ酢酸			○
㉖ブロモジクロロメタン			○
㉗ブロモホルム			○
㉘ホルムアルデヒド			○

※１１項目検査は、１６項目検査のうち５項目で異常が無い場合に次回のみ１１項目に省略できます。

貯水槽清掃後等の自主検査も１１項目検査をお勧めいたします。

「土壌の汚染に係る環境基準について」が一部改正されました　平成２６年　３月２０日より施行

この度、「土壌の汚染に係る環境基準について」等が改正され、1,1-ジクロロエチレンの基準値が変更となりました。これは、平成 21 年 11 月に水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が変更（0.02mg/ℓ→0.1mg/ℓ）されたことが背景にあります。

1,1-ジクロロエチレン　**新基準値　０．１　mg/ℓ**　（改正前基準値　0.02 mg/ℓ）

ご案内

最新型高速液体クロマトグラフ質量分析計(LC/MS/MS)導入しました!!

現在、厚生労働省では食品衛生法におけるポジティブリスト制度によって、残留農薬の規制がおこなわれています。近年の輸入食品及び原材料の増大化・多様化に伴い、農薬に対する懸念は益々広がることが予想されます。また、水道法でも水質管理設定項目に農薬類を掲げており、農薬類の高精度かつ迅速な定性・定量分析の必要性が求められております。このような需要に対応すべく、弊社では最新型の高速液体クロマトグラフ質量分析計(LC/MS/MS)を導入しました。LC/MS/MS は、農薬類分析だけでなく様々な分野で採用されており、多岐にわたる高精度の分析が可能です。
詳しくは弊社までお問合せください。

高速液体クロマトグラフ質量分析計(LC/MS/MS)活用例

区分	種別	分析対象
環境	水質	農薬、PFOS/PFOA、アオコ毒、貝毒など
食品	残留農薬	ポジティブリスト制度準拠項目など
	添加物	色素、抗菌剤など
	成分分析	アミノ酸、糖、カテキン、ビタミンなど
	有毒物質	カビ毒など
医薬品	プロテオミクス	タンパク質、ペプチド
	メタボロミクス	有機酸、アミノ酸、脂質など
	化合物合成	低分子化合物、抗生物質、抗菌剤、生薬、ステロイドなど
	微量不純物分析	医薬品不純物など
	薬物動態	代謝物など
	安全性試験	候補化合物など
	製剤	残留溶媒など
化学	有機低分子	界面活性剤、酸化防止剤、フラーレンなど
	ポリマーの化学組成分析	樹脂、ゴム、プラスチックなど
	添加物	可塑剤など
	不純物分析	有機不純物など
臨床研究	薬物のモニタリング	治療用薬物など
	内分泌学研究	ホルモンなど
	毒物学	急性毒性物質など
	バイオマーカー探索	有機低分子、ペプチドなど
法医学	ドーピング検査	ステロイド剤など
	目的物質同定	乱用薬物など